

添付書類一覧表（測量・設計・コンサルタント等）

変更事由（事項）	添付書類
商号又は名称	・ 登記簿謄本等（３ヶ月以内・写し可） ・ 誓約書
代表者（法人の場合）	・ 登記簿謄本等（３ヶ月以内・写し可） ・ 委任状（営業所長等に権限を委任する場合） ・ 誓約書
本社の所在地	・ 登記簿謄本等（３ヶ月以内・写し可）
法令に基づく登録を要する業種について登録の更新	・ 登録の更新の通知又は登録証明書（写し可）
登録部門・希望業務	【登録部門追加及び削除】 ・ 登録更新通知の写し等 ※削除の場合、希望の有無の記載をお願いします。 【希望業務追加】 ※添付書類は不要（「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」のみ提出） （注）「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」の記載方法について、「変更事項」の欄に「希望業務の追加」と記載し、「変更前」の欄は空欄とし、「変更後」の欄に追加する「業務」を記載してください。 【希望業務削除】 ※添付書類は不要（「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」のみ提出） （注）「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」の記載方法について、「変更事項」の欄に「希望業務の削除」と記載し、「変更前」の欄に削除する「業務」を記載し、「変更後」の欄は空欄としてください。
使用印鑑	・ 使用印鑑届 （注）「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」の記載方法について、「変更事項」の欄に「使用印鑑」と記載し、「変更前」の欄に変更前の使用印鑑を押印し、「変更後」の欄に「使用印鑑届のとおり」と記載してください。 ・ 委任状（営業所長等に権限を委任する場合）

委任先の新設	・ 委任状 ・ 営業所一覧表 ・ 使用印鑑届 (注)「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」の記載方法について、「変更事項」の欄に「使用印鑑」と記載し、「変更前」の欄に変更前の使用印鑑を押印し、「変更後」の欄に「使用印鑑届のとおり」と記載してください。
本社又は委任先の電話番号・FAX・メールアドレス	※添付書類は不要(「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」のみ提出)
委任先の所在地・職名・代表者	・ 委任状
委任先の変更	・ 委任状 ・ 営業所一覧表 ・ 使用印鑑届 (注)「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」の記載方法について、「変更事項」の欄に「使用印鑑」と記載し、「変更前」の欄に変更前の使用印鑑を押印し、「変更後」の欄に「使用印鑑届のとおり」と記載してください。
委任の取りやめ	※添付書類は不要(「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」のみ提出) (注)「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」の「変更事項」の欄に「委任の取りやめ」と記載し、「変更前」の欄に委任先名称・職名・代表者を記載し、「変更後」の欄は空欄としてください。
合併・吸収・事業承継等	・ その事実が確認できる書類等 ※変更の内容により、その他提出する書類が必要な場合があります。お手数ですが、お問い合わせください。

<注意事項等>

- (1) 登記簿謄本等について、登記処理のために遅れる場合は、株主総会の議事録の写しを添付し、登記完了後速やかに提出してください。
- (2) 法令に基づく登録を要する業種について登録の更新について、建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般」を登録している場合は、建築士法第23条第3項に規定する更新の登録(登録有効期間は5年間)に関するものを提出してください。測量業務を登録している場合は、測量法第55条第3項に規定する更新の登録(登録有効期限は5年)に関するものを提出してください。
- (3) 入札参加資格者名簿の登録の取消しを希望する場合、廃業した場合は変更届を提出してください。
- (4) 表中に記載のない変更が生じた場合は、お手数ですが、お問い合わせください。